

# 第11期 伊仙町分別収集計画



令和8年4月

鹿児島県 伊仙町

# 分 別 収 集 計 画

令和8年4月

## 1 計画策定の意義

現在の便利で豊かな生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムの上に成り立っている。しかし、その社会経済システムは、地球環境に少くない負荷を与えており、将来において真に快適で潤いある環境を創造していくためにはこれまでのライフスタイルを見直し、広域連合のごみ処理施設を有効活用し、「資源循環型社会」を形成していくことが必要である。

伊仙町においても例外ではなく、生活が豊かになるにつれ、ごみの発生量は増加しており、その処理が困難性を深めている現状がある。ごみ問題を解決していくための根本的な方策は発生抑制にあるが、一方で排出されたごみは、分別収集し、極力資源化を図っていくことが重要であり、「ごみの発生抑制」「使用済製品の再使用」「回収物を原材料とするリサイクル」「エネルギーとしての再利用」「ごみの適正処理」という一連の処理システムを確立させ、「資源循環型社会」の持続的発展が可能な社会づくりを目指して、地域社会を構成する各主体がその役割を認識し、かつ実行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて策定されるものであり、一般廃棄物の中でも相当量を占めるといわれる容器包装廃棄物を分別収集し、最終処理量の削減を図る目的で町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、関係者が一丸となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

### 2-1 基本的方向

本計画を実施するに当たって基本的方向を以下に示す。

- ① 町民・事業者・町(行政)の役割分担を明確にし、それぞれが確実に行動できる分別収集システムを構築する。
- ② リサイクルの経済効率を高めるために、回収物の高純度化を目指す。

### 2-2 役割分担

本計画における各主体の基本的な役割分担は以下のとおりとする。

- |        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 町 民    | :手元分別の徹底、分別排出ルールの遵守           |
| 事 業 者  | :事業活動に伴って生じた廃棄物の減量化・再生利用・適正処理 |
| 町 (行政) | :分別収集計画の策定、計画の周知、収集、運搬        |
| 広域連合   | :選別・保管                        |

### 3 計画期間

本計画の期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、紙製飲料容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み。

(法第8条2項第1号)

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	156.43t	154.09t	151.79t	149.53t	147.30t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

(法第8条2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ごみ排出ルールの周知徹底を図る。
- 環境問題に関するPR・啓発・教育活動を強化する。
- 分別収集に協力しやすい環境づくりを推進する。
- マイバッグキャンペーンによるレジ袋の削減・過剰包装の抑制。
- ごみ減量・リサイクルに関して町民・事業者・町(行政)が意識を統一する。
- 広域連合との調整を密にし、排出の抑制につとめる。
- ゴミ出しカレンダーやパンフレット、広報誌による普及・啓発活動
- リユースびん、その他再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売促進

7 分別収集をするものとした容器包装物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る  
分別の区分（法第8条第2項第3号）

収集体制、分別区分、処理施設の状況、町民の協力度及び地域の特性等を総合的に  
勘案し、各主体が分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を以  
下に定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶	
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他ガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするため のもの（原材料としてアルミニウムが利用されている ものを除く。）	飲料用紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容 器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以 外のもの	食品トレイ・カップ麺容器等	

## 8 各年度において得られる分別基準適合別の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装

リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	25. 05t	24. 68t	24. 31t	23. 95t	23. 59t
主としてアルミ製の容器	21. 90t	21. 57t	21. 25t	20. 93t	20. 62t
無色のガラス製容器	(合計) 4. 52t (引渡量) 4. 52t t	(合計) 4. 45t (引渡量) 4. 45t t	(合計) 4. 38t (引渡量) 4. 38t t	(合計) 4. 32t (引渡量) 4. 32t t	(合計) 4. 25t (引渡量) 4. 25t t
茶色のガラス製容器	(合計) 12. 44t (引渡量) 12. 44t t	(合計) 12. 25t (引渡量) 12. 25t t	(合計) 12. 07t (引渡量) 12. 07t t	(合計) 11. 89t (引渡量) 11. 89t t	(合計) 11. 71t (引渡量) 11. 71t t
その他のガラス製容器	(合計) 11. 59t (引渡量) 11. 59t t	(合計) 11. 42t (引渡量) 11. 42t t	(合計) 11. 25t (引渡量) 11. 25t t	(合計) 11. 08t (引渡量) 11. 08t t	(合計) 10. 92t (引渡量) 10. 92t t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.01t	0.01t	0.01t	0.01t	0.01t
主として段ボール製の容器	64. 03t	63. 08t	62. 14t	61. 21t	60. 3t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 16. 88t (引渡量) 16. 88t t	(合計) 16. 63t (引渡量) 16. 63t t	(合計) 16. 38t (引渡量) 16. 38t t	(合計) 16. 14t (引渡量) 16. 14t t	(合計) 15. 9t (引渡量) 15. 9t t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t (引渡量) 0t t	(合計) 0t (引渡量) 0t t	(合計) 0t (引渡量) 0t t	(合計) 0t (引渡量) 0t t	(合計) 0t (引渡量) 0t t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t (引渡量) 0t t	(合計) 0t (引渡量) 0t t	(合計) 0t (引渡量) 0t t	(合計) 0t (引渡量) 0t t	(合計) 0t (引渡量) 0t t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(令和6年度年度の収集実績) × (直近の人口変動率)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6,084人 (対前年度比) -1. 49%	5,993人 (対前年度比) -1. 49%	5,903人 (対前年度比) -1. 49%	5,815人 (対前年度比) -1. 49%	5,728人 (対前年度比) -1. 49%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条2項第5号)

資源物として下表に示す容器包装廃棄物を収集する。分別収集は、現行の収集体制

(町による定期収集) を活用する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
缶	アルミ	缶	町の資源ごみ収集	広域連合
	スチール			
びん	無色ガラス	ガラスびん	町の資源ごみ収集	広域連合
	茶色ガラス			
	その他ガラス容器			
紙	段ボール	段ボール	町の資源ごみ収集	広域連合
	紙パック	紙製飲料容器	小売店舗による拠点回収	
プラスチック	PETボトル	ペットボトル	町の資源ごみ収集	広域連合
	発泡スチロール	食品トレイ・カップ麺容器など		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成15年度4月より広域連合による徳之島愛ランドクリーンセンターが稼働しており

収集・運搬された資源ごみは、同施設内において選別・圧縮形成し、保管される。

### 分別収集の用に供する施設整備計画の例

分別収集する容器 包装廃棄分の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶	袋	2tダンプ車	
無色のガラス製 容器				リサイクル プラザ (選別・圧縮 施設)
茶色のガラス製 容器	ガラスびん	同上	同上	
その他の ガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	同上	同上	
段ボール	段ボール	縛る	同上	
ペットボトル	ペットボトル	袋	同上	
その他のプラスチック 製容器包装	白色トレイ	同上	同上	ストック ヤード

## 12 その他容器包装廃棄物の分類収集の実施に関し重要な事項

- 町民・事業所・行政の役割分担と協力体制を確立させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑、かつ効率的に進めていく。
- 行政が、町民及び事業者の模範となるよう、ごみの排出規制やリサイクルに率先して取り組む。
- ゴミ排出ルールの周知徹底を図る。
- 環境問題に関するPR・啓発・教育活動を強化する。
- 分別収集に協力しやすい環境づくりを推進する。
- マイバッグキャンペーンによるレジ袋の削減・過剰包装の抑制。
- ごみ減量・リサイクルに関して町民・事業者・町(行政)が意識を統一する。
- 広域連合との調整を密にし、排出の抑制につとめる。
- ゴミ出しカレンダーやパンフレット、広報誌による普及・啓発活動
- 住民へのごみ処理施設見学会、ゴミ減量出前講座等の実施
- リユースびんその他再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売促進